

平成30年(ワ)第80084号 間接強制申立事件

(基本事件 平成30年(ヨ)第1372号 仮処分命令申立事件)

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 債務者らは、別紙主文目録記載の各義務に違反してはならない。
- 2 本決定送達の日以降、債務者澤田地平が別紙主文目録記載1の義務に違反したときは、同債務者は、債権者世界平和統一家庭連合に対し、違反行為をした日1日につき金5万円の割合による金員を支払え。
- 3 本決定送達の日以降、債務者秋月俊三が別紙主文目録記載2の義務に違反したときは、同債務者は、債権者世界平和統一家庭連合に対し、違反行為をした日1日につき金5万円の割合による金員を支払え。
- 4 本決定送達の日以降、債務者らが債権者澤田拓也に対して別紙主文目録記載3の義務に違反したときは、違反した各債務者は、債権者澤田拓也に対し、違反行為をした日1日につき金1万円の割合による金員を支払え。
- 5 本決定送達の日以降、債務者らが債権者大西克彦に対して別紙主文目録記載3の義務に違反したときは、違反した各債務者は、債権者大西克彦に対し、違反行為をした日1日につき金1万円の割合による金員を支払え。
- 6 本決定送達の日以降、債務者らが債権者江原正則に対して別紙主文目録記載3の義務に違反したときは、違反した各債務者は、債権者江原正則に対し、違反行為をした日1日につき金1万円の割合による金員を支払え。

理 由

- 1 本件記録によれば、基本事件の執行力ある仮処分決定正本に基づく債権者らの申立ては間接強制決定発令の要件を満たすものと認められ、債務者らの反論はこれを覆すに足りない。
- 2 間接強制における強制金（民事執行法172条1項）は、執行裁判所が、債務の不履行により債権者らが受けるものと認められるべき損害のほか、債務の性質、

債務者らの資力，不履行の状況等の諸般の事情を考慮して，債務の履行を確保するために相当と認める金額として定めるものであるが，本件において問題とされる債務の内容，債務者らによる違反行為の態様及び今後の違反行為のおそれ，また，上記違反行為によって生ずる債権者らの損害など本件記録から認められる諸事情を考慮すると，本件における強制金の額は，主文第2項及び同第3項については違反行為をした日1日につき各5万円，主文第4項から同第6項までについては違反行為をした日1日につき各1万円とするのが相当である。

3 よって，主文のとおり決定する。

平成30年10月17日

東京地方裁判所民事第21部

裁判官 小川直人

主文目録

1. 債務者澤田地平は債権者世界平和統一家庭連合に対しては、下記道路上において同債権者の職員ないし信徒らにつきまとうなどして、あるいは、演説以外の方法により大音量の発声をするなどして、同債権者の礼拝、集会、研修、会議、及び警備等の業務を妨害してはならない。

記

- 債権者世界平和統一家庭連合の本部（東京都渋谷区松濤1丁目1番2号・別紙添付図にて赤で表示）の周囲の道路（別紙添付図にて黄色で表示）
2. 債務者秋月俊三は債権者世界平和統一家庭連合に対しては、前項の道路上において同債権者の職員ないし信徒らにつきまとうなどして、あるいは、大音量を発声するなどして、同債権者の礼拝、集会、研修、会議、及び警備等の業務を妨害してはならない。
 3. 債務者澤田地平及び同秋月俊三は、債権者澤田拓也、同大西克彦、及び同江原正則に対しては、第1項の場所において、その身边につきまとはならない。

以上

これは正本である。

平成30年10月17日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 松戸 一 仁

